

道路交通法の改正により

令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が全国的に努力義務となります。

群馬県では、令和3年4月1日の群馬県交通安全条例の改正により、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。令和5年4月1日からは道路交通法の改正により、全国的にヘルメット着用が努力義務となりますので、改めてお知らせします。

■道路交通法 第63条の11

<改正前>

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。



<改正後>

- 
- 1 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
 - 2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
 - 3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

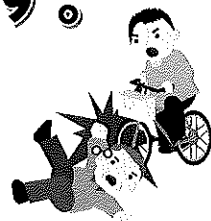
★自転車事故で死亡した人の多くは、**頭部に致命傷**を負っています。

★ヘルメット着用により致死率が**3分の1以下**になったという統計もあります。

★**大切な命を守るために**、子供にヘルメットを着用させることはもちろん、大人もヘルメットの着用に努めてください。

自転車保険の加入をお願いします。

群馬県交通安全条例の一部改正により、令和3年4月1日より群馬県では全ての自転車利用者の自転車保険加入が義務となりました。未加入の場合は加入をお願いします。



★なぜ加入しなければいけないの？

自転車の重大事故による高額な賠償金が発生する事案が発生しています。中には、1億円近い賠償を命じられた事案もあります。市内においても子供に賠償責任が生じる事案が複数発生しています。もしもの場合に備え、保険の加入が義務化となりました。

★保険に加入するには、どうすればいいの？

- TSマーク貼付自転車は「TSマーク付帯保険」の対象となります。詳しくは自転車販売店に確認してください。保険の有効期間は1年間です。
- 保険会社やインターネットからも加入できます。群馬県ホームページにも群馬県が認定した自転車保険一覧が紹介されています。<https://www.pref.gunma.jp/page/11088.html>
- 各学校からも、年度当初に「こども総合保険」のパンフレットが配布されます。

子供たちの大切な命を守るために

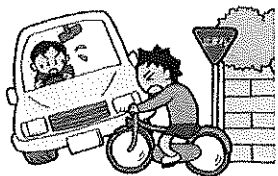
令和4年4月から12月までの市内幼稚園、小・中学校、中等教育学校の子供たちの交通事故発生件数は98件でした。特に、6月、11月、12月に多く発生しております。

子供たちの大切な命を守るためにできることは何か、共に考え実行していきましょう。

主な事故事例

case 1

信号のない交差点で、車が来ないだろうと思い込み、一時停止せずに直進し自動車と衝突した。



case 2

遊びに夢中になり、庭から道路に飛び出してしまい、自動車と衝突した。



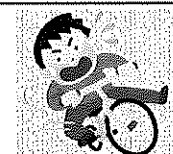
ほかにも



横断中の事故



夜間の事故



スリップ事故

正しい歩行、運転を
していても、事故は
発生しています。

◎学校、幼稚園では

子供たち自身が自分の命を守れるように、

①危険を予測する力

②危険を回避できる力

を身に付けさせるために、子供たちの発達段階に応じて指導します。

6、9、2月は「交通事故ゼロ！強化月間」
合言葉は「止まる・見る・確かめる」

◎家庭では

お子さんと交通ルール、マナーを確認し、ご指導をお願いします。

「自転車安全利用五則」が令和4年11月1日に改訂されました。

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

